

豊見城市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、豊見城市（以下「市」という。）が設置した中央図書館（以下「図書館」という。）図書館における雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 雑誌スポンサー制度は、図書館が所蔵する図書館資料のうち、雑誌を広告媒体として活用することで、事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌コーナーの充実並びに図書館経費の効率的な運用を図り、図書館サービスの向上を目的とする。

(雑誌スポンサー)

**第3条** 図書館が所蔵する雑誌の購入代金を負担した事業者等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、次の各号に掲げる情報発信を行うことができる。

- (1) 雑誌スポンサーが購入代金を負担した雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号での広告
- (2) 提供雑誌のバックナンバーでの広告
- (3) 提供雑誌が配架されている雑誌架での広告
- (4) 図書館だより「豊夢」での広告
- (5) とみぐすく電子図書館での広告
- (6) 図書館館報での広告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が認めたものでの広告

(雑誌スポンサーの対象者)

**第4条** 雑誌スポンサーの対象者は、企業、商店、団体等を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合はその限りでない。

- (1) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するもの
  - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第14号）による再生又は更生手続き中のもの
  - (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (3) 法令等に違反しているもの
  - (4) 市の入札参加資格において、指名停止措置を受けているもの
  - (6) 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに準ずるもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーに適さないと教育長が認めたもの
- 2 雑誌スポンサーの対象者は、個人を対象としない。

(広告の対象範囲)

**第5条** 雑誌スポンサーは、次の各号のいずれかに該当する情報発信はできない。

- (1) 法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、名誉棄損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらに類するもの

- (5) 社会問題について主義主張するもの
- (6) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
- (7) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので図書館の利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 性的感情を著しく刺激するもの、犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの及び、粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの等の青少年の健全育成にとって有害であるもの又はおそれのあるもの
- (12) 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく有料又は有利であると消費者に誤認される表示や射幸心をあおる表示等の消費者の利益の確保及び構成な競争の確保を妨げるおそれのあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、情報発信に適さないと教育長が認めたもの

#### (提供雑誌の選定)

**第6条** 雑誌スポンサーは、市が準備した雑誌リスト（以下、「雑誌リスト」という。）の中から提供雑誌を選定する。ただし、雑誌リスト以外の雑誌を提供雑誌としたい場合は、市と協議して選定することができる。

2 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊、廃刊となった場合は、市と協議の上、別の雑誌に変更することができる。

#### (広告の掲載期間)

**第7条** 広告の掲載期間は、雑誌スポンサーとなった後に所蔵した提供雑誌の最新号から1年間分とする。ただし、教育長が延長を認めた時はその限りでない。

2 前条第2号に規定する雑誌の変更に必要な協議等により広告を掲載できない期間があった場合は、その期間は広告の掲載期間に含めない。

#### (広告の掲出)

**第8条** 第3条各号に規定する広告は、別表第1に定めた方法により掲出する。

2 雑誌スポンサーは、広告の内容を市と協議して四半期毎に変更することができる。

#### (雑誌スポンサーの申込方法)

**第9条** 雑誌スポンサーになろうとするものは、豊見城市立中央図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）及び広告図案（様式第2号）により市へ申し込む。

#### (雑誌スポンサーの決定)

**第10条** 教育長は、前条の申込を受けたときは、その内容を審査し、その諾否を雑誌スポンサー決定通知書（様式第3号）により通知する。

#### (掲載広告の責務)

**第11条** 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責務を負う。

#### (提供雑誌の中止)

**第12条** 雑誌スポンサーが広告期間内に解散又は倒産等により提供雑誌の継続が困難となった場合、

市と協議の上、提供を終了することができる。

**(スポンサーへの措置要求)**

**第13条** 教育長は、雑誌スポンサーに次の各号に掲げる措置を求めることができる。

- (1) 広告の内容等に係る協議
- (2) 雑誌スポンサー決定後に、広告内容が第4条ただし書き及び第5条の規定に抵触し又はそのおそれがあると認められるときの広告内容の変更

**(雑誌スポンサーの取消)**

**第14条** 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサー及び広告を取り消すことができる。

- (1) 雑誌スポンサーが前条に規定する措置要求に従わないとき
- (2) 第9条の規定に基づき申し込んだ内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適切でないと教育長が認めたとき

**(提供雑誌の所有権)**

**第15条** 提供雑誌の所有権は、市に帰属する。

**(その他)**

**第16条** この要項に定めるもののほか、必要な事項は市と雑誌スポンサーとの協議で定める。

別表第1（第7条関係）

項目	方法
第3条第1号に規定する広告	<p>提供雑誌のカバー表面にスポンサー名等を表示し、その表示の大きさは縦4センチ、横13センチ以内で、貼付位置はカバー底辺より4センチ上部中央付近とする。</p> <p>提供雑誌のカバー裏面にスポンサー広告を表示し、その表示の大きさは、片面印刷のカバー裏面に収まるサイズ以内で、貼付位置は、カバー裏面中央とする。</p> <p>配架位置は市が決定する。</p>
第3条第2号に規定する広告	<p>提供雑誌の表面にスポンサー名等を表示し、その表示の大きさは縦4センチ、横13センチ以内で、貼付位置は提供雑誌の底辺より4センチ上部中央付近とする。</p> <p>提供雑誌の裏面にスポンサー広告を表示し、その表示の大きさは、片面印刷の提供雑誌の裏面に収まるサイズ以内で、貼付位置は、提供雑誌裏面中央とする。</p> <p>配架位置は市が決定する。</p>
第3条第3号に規定する広告	スポンサー名を表示し、その表示の大きさ及び設置場所は市が決定する。
第3条第4号に規定する広告	スポンサー名を表示し、その表示の大きさは縦18ミリ、横48ミリ以内で、貼付する位置は市が決定する。
第3条第5号に規定する広告	リンク付きバナーとしてスポンサー名を表示し、その表示の大きさは縦18ミリ、横48ミリ、解像度300dpi以内で、貼付する位置は市が決定する。
第3条第6号に規定する広告	スポンサー名を表示し、その表示の大きさは縦18ミリ、横48ミリ以内で、貼付する位置は市が決定する。
第3条第7号に規定する広告	雑誌スポンサーと市が協議して決定する。